

改正案

現行

埼玉県生活環境保全条例施行規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則

第一条（第百四条）（略）

第一条（第百四条）（略）

別表第一（別表第二十）（略）

別表第一（別表第二十）（略）

別表第二十一（第六十四条関係）

別表第二十一（第六十四条関係）

土壌溶出量に係る基準

土壌溶出量に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
一	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム
八	（略）	（略）
九	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇一ミリグラム
六二	（略）	（略）
備考	（略）	

項	特定有害物質の種類	基準値
一	カドミウム及びその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇一ミリグラム
八	（略）	（略）
九	トリクロロエチレン	検液一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
六二	（略）	（略）
備考	（略）	

別表第二十二（第六十四条関係）

別表第二十二（第六十四条関係）

土壌含有量に係る基準

土壌含有量に係る基準

項	特定有害物質の種類	基準値
一	カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム四十五ミリグラム
九	（略）	（略）
備考	（略）	

項	特定有害物質の種類	基準値
一	カドミウム及びその化合物	土壌一キログラムにつきカドミウム百五十三ミリグラム
九	（略）	（略）
備考	（略）	

別表第二十三・別表第二十四（略）

別表第二十三・別表第二十四（略）